

JRPS 会報誌（第4回）

前回、初めて障害年金を請求する際の年齢制限は原則65歳ということをお伝えしました。では、すでに障害年金を受給している人が65歳を過ぎて、さらに障害の程度が重くなつた時にはどうすればいいのでしょうか。

これは額改定請求といって、自ら申し出ることによって等級をあげることができます。65歳以前に一度でも2級以上に該当したことがある人には、なんと年齢制限はありません。たとえ80歳であろうと90歳であろうと請求自体は可能なのです。

通常、障害年金受給者には定期的に更新の診断書が送付されます（1年～5年ごと）。しかし、ある一定の年齢（明確に決まっていません）に達すると、もう更新は必要なくなるというのが慣例です。面倒な手間がなくなるという意味ではいいのですが、これが2級の状態で起こってしまうこともままあり、そうすると症状が増進して1級の状態になっていても、診断書提出がないわけですから、自ら申し出ない限り年金機構はその事実を知りえません。

こういったときに行うのが上記額改定請求なのです。

ちなみに、視野障害と視力障害は別物として取り扱われますので、両者がそれぞれどの程度なら等級が上がるのかを例示します。

- ① 両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの　または　I/4の視標で中心10度以内+I/2の視標8方向の残存視野合計が56度以下（つまり視野のみで2級該当）

この視野障害に加えて視力障害が下記のいずれかに該当すれば等級は1級へ繰り上がります。

- ② 両眼の視力の和が0.05～0.08
- ③ 両眼の視力がそれぞれ0.06以下
- ④ 一眼の視力が0.02以下で他眼の視力が0.1以下

いかがでしょうか。まずは今現在のご自身の等級を確認の上2級だった場合、これらに該当していれば1級へ繰り上がる可能性があります。積極的に額改定請求を活用しましょう。

ところで、65歳からは老齢年金の受給権が発生します。すでに障害年金や遺族年金といった他の受給権がある場合は、うまくミックスして受給できるようになっています（65歳までは1人1年金の原則により選択）。障害年金や遺族年金は非課税ですが、老齢年金は雑

所得となり、単に金額が多いからという理由で選ぶと健康保険や介護保険等の保険料に影響を与える場合があります。

受給権を複数お持ちの方は、お近くの年金事務所でいくつかの受給パターンで試算してもらうことをお勧めします。そして、老齢年金を選択した際には、保険料にどれぐらいの影響があるのかを市区町村役場で相談するといいでしよう。この選択はその後何度も変更が可能ですので、あまり神経質になる必要はありません。

このように障害年金は受け始めたらもう一生安泰というものではないのです。

節目節目で手続きがやってきますし、そもそも自身が受給している障害年金の等級は本当に適正かということに敏感でなければいけません。これを機会に今一度ご自分の等級と今現在の障害状態を確認することを強くお勧めします。